

島本町地域包括支援センター運営方針

(平成31年 3月 1日)

1 趣旨

島本町（以下「町」という。）では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名の通知「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け、老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務を推進するにあたっての方向性等を明確に示すことにより、センター業務の円滑かつ効果的な事業の実施、並びにセンターの適切で公正かつ中立な運営に資することを目的として、「島本町地域包括支援センター運営方針」（以下「運営方針」という。）を定める。

2 設置目的

町は、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも過ごすことができるよう、地域において高齢者の生活を支える「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進する。

センターは、この地域包括ケアシステムを有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種を配置したうえで、それらがチームとして連携・協力し、その専門知識や技能を相互に活かしながら、地域でのサービスや住民活動を結びつけることや個別サービスのコーディネートを行うなど、高齢者の生活を支援していく地域の中核機関として設置するものである。

3 町の役割と責務

町は、センターの設置に関する責任主体であり、センターの設置者として、その運営や活動に対する点検や評価を適切に行うとともに、センターの設置目的を踏まえ、その活動が円滑に行えるように人員体制の確保や運営体制の構築をはじめとした環境の整備に努めるなど、積極的に関与しなければならない。なお、町は、センターの運営にあたり、当該運営方針に基づく適切かつ正確な事業実施が可能と認める事業者に運営を委託することができるが、この場合であっても当該責務は同様である。

また、町は、地域で抱えている課題や高齢者施策などについて、センターと認識

を共有することにより、互いに協働して地域包括ケアシステムを構築することができる体制を整備しなければならない。

4 地域包括支援センター運営協議会の役割と責務

町は、センターの運営に関する事項について、承認、協議及び点検や評価を行うために島本町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置し、その権限は、島本町附属機関に関する条例に基づいて設置される介護保険事業運営委員会が担うものとする。

運営協議会は、センターの運営に関する意思決定や評価などに適切に関与することで、町におけるセンターの公正かつ中立な運営を確保する役割を担わなければならない。

5 センター運営上の基本的な方針

センターは、町の高齢者福祉を担う公益性を有する機関として、運営形態にかかわらず、公正かつ中立性の高い事業運営を行わなければならない。

また、センターの運営にあたっては、要する経費が介護保険料や公費によって賄われていることを常に念頭において業務にあたらなければならない。

以上のことを踏まえ、本町におけるセンターの運営に関し、次に掲げる項目を基本的なセンターの運営に関する方針として定める。

(1) 地域包括ケアの推進

センターは、島本町介護保険事業計画に規定している地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う機関として、町と協働して、事業の推進にあたることとする。

また、将来的な地域共生社会の実現に向け、複合的な課題を抱える個人や家族に対し、総合的に支援ができるように、個人だけではなく、その世帯全体をとおして見えてくる課題を把握し、その解決のために必要な関係機関との連携に努めるものとする。

(2) 地域のニーズに応じた業務の遂行

センターは、地域での高齢者に対する介護・福祉サービスの提供体制を支える中心的な機関として、地域でのサービス提供主体や住民による活動を結びつけることや、高齢者が介護・福祉のサービスを受けるためのコーディネートを行うことなど、地域での生活を支援するために、個人や地域の実情を踏まえたうえで、適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

また、地域の住民や関係団体、介護サービスの利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むものとする。

(3) 専門職によるチームアプローチ

センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員及び介護支援専門員等は、センターの運営方針を十分に理解し、それぞれの専門性を十分に発揮して、互いに連携・協働しながら、高齢者の事情や思いを十分に把握したうえでケースの支援方法等の検討・協議を行い、個別に抱えている課題の解決に取り組まなければならない。また、そこから見えてくる地域が抱えている課題の解決やそのための活動の推進に努めるものとする。

(4) 行政や関係機関との連携

センターは、高齢者の総合相談窓口として、関係機関と情報共有し、また、連携をはかりつつ個別の事案に適切に対処していかななければならない。

また、センターは、その活動の中で把握した高齢者支援に関する地域が抱えている課題について、連絡会議を行うなどの方法により関係機関と認識を共有するものとする。

(5) 公正性・中立性の確保

センターは、その活動を通じて高齢者に提供される介護サービスが特定のサービス事業者に正当な理由なく偏ることがないように、常に公正性・中立性を維持するということを念頭において日々の活動にあたるとともに、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介した経緯について適切に記録し、必要に応じて状況を公表できる体制を構築するものとする。

(6) 運営の点検と評価

センターは、取り組んでいる事業の質について常に自己評価を行うとともに、事業の質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

また、センターの運営に関する透明化を図るために、運営状況や評価結果等について積極的に公表しなければならない。

6 センターの具体的業務と実施方針

(1) センターの運営に関する事項

ア 事業計画の策定

センターは、当該運営方針を踏まえたうえで、地域での活動を円滑に進めていくために、町と協議して年間の事業計画を作成し、公表する。

イ 個人情報の保護

(ア) 守秘義務とプライバシーの確保

センターは、その業務遂行にあたり、非常に多くの個人情報を取り扱うこととなるため、島本町個人情報保護条例（昭和60年島本町条例第2号）の規定にのっとり、特に次に掲げる事項に留意し、業務を進める。

- ① 事業実施にあたり、担当者が互いに情報共有し、その活用を図ることは欠かすことができない事項であるということに鑑み、あらかじめ本人から個人情報をその目的の範囲内での利用をする旨の了解を得ておくこと。
- ② 個人情報の取り扱いに関しては、町の条例等の関係法令などを遵守するとともに、厳正に取り扱うこととし、その個人情報の保護に遺漏のないように十分に注意し、業務にあたること。
- ③ 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をすること。

(イ) 情報管理の徹底

センターで取り扱う個人情報を守るために、システム運用などの情報管理の徹底を図る。

ウ 利用者満足の上

(ア) 相談対応

利用者が安心して相談できるよう、親切かつ丁寧な対応を心がける。

(イ) 苦情への対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、センター内及び必要に応じて町に相談・報告するなど迅速かつ適切に対応する。

(ウ) 夜間・休日における対応

緊急時の対応等の場合を想定し、夜間や休日などセンターの運営時間外においても、職員に対して速やかに連絡が取れる体制を整備する。

また、高齢者虐待の事案に際しては速やかに町へ連絡できるようにしておく。

(エ) 住民への情報提供

センターの活動内容や利用方法・アクセス等を積極的に周知する。

エ 関係機関との連携

センターは、質の高い業務の遂行のために、関係機関との連携・協力を努めるとともに、自己評価や業務の取組み結果について、運営協議会に報告し、連携しながら業務の改善に努める。

オ 組織及び運営体制

(ア) センターの人員配置及び人材育成

センターの職員は、島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年島本町条例第10号）に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの専門職（以

下、「3職種」という。)の配置を最低条件とし、ほかに、指定介護予防支援事業所として介護予防ケアマネジメント等の業務を遂行するための介護支援専門員を3職種とは別に追加で配置し、必要に応じて事務職等の職種も併せて配置する。なお、3職種の配置について、それぞれの職種の配置ができないやむを得ない事情がある場合は、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の66に規定するそれぞれの職種に準ずる者の配置を、緊急的な措置として認めるものとする。

また、組織としてセンターが円滑に機能するように、管理者を必ず配置するものとする。

センターの運営の質の向上のためには、職員の専門性のスキルアップを図ることが重要であることから、外部研修の機会などを積極的に活用するなど、センターにおける人材の育成に取り組む。

(イ) リスク対応

センターの運営にあたり、苦情及び事故発生時、ヒヤリハット、個人情報管理等に関する対処のマニュアル等を作成し、職員間で共有する。

(2) 総合相談支援業務

ア 総合相談

センターは、地域包括ケアシステムにおける支援の入り口として、高齢者や介護する家族等からの生活や介護に関する悩みや心配事などの相談を受けるとともに、適切な機関や介護保険や総合事業などの制度につなぎ、必要に応じて継続的に支援を行う。

イ 地域で包括的に支援を行うためのネットワークの構築

センターは、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、関係機関や地域住民等との連携を図り、福祉、保健医療、介護、生活支援、介護予防等の各種サービスや取組みについて多職種が連携する形で提供できるように支援のネットワークを構築する。

ウ ニーズ把握とその解決

センターは、必要に応じて個別訪問を実施するなどの方法で情報収集を行い、支援の必要な高齢者やその世帯の状況の把握に努める。

また、高齢者の自立支援のために個別のニーズの把握に取り組むとともに、地域におけるサービス等の提供のネットワークを支える中核的な機関として、地域の実情を把握し、抱えている課題の解決に関係機関とともに積極的に取り組む。

(3) 権利擁護業務

センターは、高齢者が地域で権利を侵されることなく尊厳のある生活を送るこ

とができるように、町と協働して以下の事業に取り組む。

ア 高齢者虐待の防止・対応

センターは、地域のネットワーク等を積極的に活用することで、高齢者に対する虐待の未然防止及び早期発見に努める。

また、高齢者虐待への対応にあたり、町と情報の共有及び役割の分担をした上で、当該被害高齢者の安全性の確認やその他の事実確認を最優先に行う。その後、収集した事実関係を元に、町と緊急度の判断について協議し、必要に応じて養護者も含めて継続的な支援を実施する。

イ 困難事例への対応

センターは、支援拒否や地域で生活するにあたり複合的な課題を抱えている高齢者などの困難事例を把握した場合は、まずは、3職種が連携して適切な対応を検討するとともに、必要に応じて、困難事例の地域ケア会議等を活用し、関係機関と連携して支援に取り組む。

ウ 老人福祉施設等への措置の支援

センターは、高齢者を虐待等から保護する必要がある場合や地域での生活に困難を抱えている場合などで老人福祉施設や介護保険施設などへ措置に関する支援を行う。

エ 成年後見制度の活用

センターは、高齢者が安心して尊厳ある生活を送ることができるよう、当該高齢者に成年後見制度の利用が必要と考えられる場合は、関係機関と連携し、その申し立て手続き等の支援を行う。また、成年後見制度の積極的な利用の促進にも併せて取り組む。

オ 消費者被害の防止

センターは、高齢者の詐欺被害等の未然防止のため、関係機関と連携し、高齢者やその支援者に対し、必要な助言等を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的なケアマネジメントの実施

センターは、高齢者への支援を実施するにあたっては個人の健康や身体的機能、認知面、生活面など様々に抱えている課題を包括的に把握するとともに、その課題に合わせて関係機関や必要な社会資源を最大限活用してケアマネジメントに取り組む。

イ 継続的なケアマネジメント

センターは、高齢者のケアマネジメントを実施するにあたり、高齢者の心身の状態や生活環境の変化に応じて、適切な支援やサービス提供が切れ目なく実施されるように、介護のサービス提供主体をはじめとした各社会資源との連携

を常に行い、状況に応じて柔軟に対応できるようにする。

ウ 介護支援専門員等へのサポート

センターは、上記のア及びイに記載している高齢者への包括的・継続的な支援のためのケアマネジメントの実施体制の整備及び構築を進めるとともに、地域の介護支援専門員の質の向上のため、介護支援専門員に対する個別支援並びに全体の底上げのために必要な指導や助言等を実施する。

エ 地域ケア会議の実施

センターは、高齢者の介護予防や地域での生活支援の観点から、町と連携して、個別事例について具体策等を検討する地域ケア会議を実施する。

また、当該会議で検討した個別事例についてはその後の変化等をモニタリングできる仕組みも併せて構築する。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

センターは、総合相談など多様なチャンネルを活用して、高齢者の介護・福祉サービスの利用や支援に対するニーズの早期発見に努めるとともに、要支援1及び2の者、もしくは総合事業の事業対象者に対し、介護予防サービスのケアプランの作成などを行う。

また、ケアプランの作成にあたっては、地域の多様な社会資源を対象者のニーズに応じて活用し、対象者の自立支援の視点を重視して、活動や参加の目標をケアプランに明確に位置づける。

なお、ケアプランの作成については、指定居宅介護支援事業所に作成を委託することができる。ただし、その場合においても、委託先任せにするのではなく、センターは公益的、かつ、高齢者のケアマネジメントを中心的に担う機関であるという認識のもと、特に公正性と中立性を確保しなければならないという点に留意して取り組まなければならない。

(6) その他事業

上記の(1)から(5)に記載しているセンターの基幹的な事業のほか、本町における地域包括ケアシステムの確立のために必要な次に掲げる事業についても関係機関と連携し、センターとしてその役割を担う。

ア 認知症総合支援事業

(ア) 認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行う。

(イ) 住民や関係機関等が認知症高齢者等やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う。

(ウ) 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等とともに、地域での認知症高齢者の早期発見・早期対応に向けた連携・協力を努める。

イ 生活支援体制整備事業

町内における高齢者の生活支援に対する社会資源の連携体制等の整備を推進する役割を担う生活支援コーディネーターと連携し、関係機関が集う生活支援整備体制協議体に積極的に参加することで介護保険外の社会資源も含めた高齢者を地域全体で支えるネットワークづくりへの支援・協力を努める。

ウ 在宅医療・介護連携

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加等に迅速に対応するため、関係機関と協力し、医療と介護のさらなる連携強化に努める。

エ 一般介護予防事業

センターは、高齢者がいつまでも地域において健康で元気な生活を送ることができるように、町と協働して地域に「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」が普及するように、啓発に努める。

また、高齢者の自立支援を図るために介護予防に関する情報を、センターとしても地域に積極的に発信する。